

地域包括支援センター等における個人情報の共同利用について

令和4年度から、基幹型地域包括支援センターを設置し、市内6か所の地域包括支援センターとの総合調整や高齢者虐待、処遇困難事例等の後方支援を行っていますが、多様化、複雑化する高齢者の課題に対応するため、これまで以上に、刈谷市、基幹型地域包括支援センター及び各地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター等」という。）が密に連携し、要援護者に対して円滑かつ適切な支援を行うために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第5項第3号に基づき、次のとおり要援護者の個人データを共同利用していますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1 共同利用する個人データの項目

共同利用する個人データは、地域包括支援センター等が保有する要援護者に係る情報のうち、次に掲げるものです。

- (1) 住所、氏名、生年月日、年齢、性別、連絡先
- (2) 高齢福祉に関する情報（要介護度、日常生活自立度、利用する介護サービス情報、利用する施設情報、その他高齢福祉に関して必要な情報）
- (3) 障害福祉に関する情報（障害等級、手帳種別、障害支援区分、障害名、障害手帳情報、利用する障害サービス情報、利用する施設情報、その他障害福祉に関して必要な情報）
- (4) 疾患に関する情報（病名、服薬名、利用する医療機関、使用する医療機器、その他疾患に関して必要な情報）
- (5) 支援に関する情報（移動支援、コミュニケーション支援、見守り支援その他支援に関して必要な情報）
- (6) 生活環境に関する情報（家屋の状況、屋内の状況その他生活環境に関して必要な情報）
- (7) 生活状況に関する情報（食事の状況、衣服の状況、金銭管理の状況、精神の状況、保清の状況、対人関係の状況その他生活状況に関して必要な情報）

(8) 世帯状況に関する情報（世帯構成、緊急連絡先に関する情報、世帯における介護等の支援状況その他世帯状況に関して必要な情報）

(9) 対応記録に関する情報

2 共同利用者の範囲

機関名	事業者名
刈谷市	
刈谷市基幹型地域包括支援センター	社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会
刈谷富士松地域包括支援センター	社会福祉法人 観寿々会
刈谷雁が音地域包括支援センター	社会福祉法人 観寿々会
刈谷中部地域包括支援センター	医療法人 豊田会
刈谷中央地域包括支援センター	社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会
刈谷依佐美地域包括支援センター	医療法人 光慈会
刈谷朝日地域包括支援センター	医療法人 光慈会

3 共同利用する目的

地域包括支援センター等の中で個人情報を利用することにより、要援護者が抱える複雑化、多様化及び深刻化する福祉課題及び福祉ニーズに対して円滑かつ的確な支援を行い、もって高齢者が住み慣れた地域で安全安心に暮らせることを目的としています。

4 共同利用の制限

- (1) 要援護者の支援のために地域包括支援センター等の中で個人情報を受け渡す必要がある場合で、要援護者本人等から個人情報の第三者提供の同意を得ることができない場合にのみ、個人情報を共同利用することができます。
- (2) 共同利用するときは、当該要援護者の支援のために必要な範囲内の地域包括支援センター等の間において、必要な範囲内の個人情報のみを共同利用します。

5 個人データの管理責任者

刈谷市

※なお、共同利用する個人データについては、基幹型地域包括センター及び各地域包括支援センターにおいて、適切に管理しています。